

## 水銀に関する大気排出インベントリーについて

### 1 大気排出インベントリー作成の経緯及び現状

環境省では、平成 19 年度から大気環境への水銀排出状況を把握するため、水銀に関する大気排出インベントリー（以下、単に「大気排出インベントリー」という。）を作成し、水銀に関する水俣条約条文案の検討・議論等を行う上での基礎情報として活用してきた。平成 25 年 3 月には、平成 22 年度ベース大気排出インベントリーを公表。また、平成 25 年度には、更なる調査を行い、掲載情報の更新を図ったところである（平成 25 年度更新作業後の大気排出インベントリーについては、資料 2-1 を参照。）。

平成 22 年度ベースの大気排出インベントリーにおける排出量は、主に平成 22 年度の活動量（消費量、生産量、焼却量など排出をもたらす活動の規模を表す指標）を基に推計されたものであるが、排出係数（各発生源区分における単位活動量当たりの汚染物質の平均排出量）については、情報収集上の制約から、一部、算出された時点から時間が経過しているものも用いられている。

### 2 大気排出インベントリーに係る課題

大気排出インベントリーについては、水銀に関する水俣条約第 8 条第 7 項において「締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する」とされているところであり、今後、大気排出インベントリーの更新及び条約事務局への提出を定期的に行っていく必要が生じることとなる。

上述の平成 22 年度ベース大気排出インベントリーを環境省にて作成した際には、今後の主な課題として、以下の点が認識されたところである。<sup>1</sup>

- 更新方法の確定  
排出係数を固定したまま活動量のみ更新を行う方法を用いるか、排出係数を適宜見直す方法を用いるかを、発生源ごとに確定させる必要あり。
- 発生源区分ごとの推計方法の更なる精緻化  
排出係数の更なる精緻化や、算出時点から時間が経過した排出係数の更新等。

<sup>1</sup> 平成 24 年度環境省請負業務報告書『水銀大気排出インベントリー調査』（平成 25 年 3 月 エックス都市研究所）p.84